

重大製品事故の受付・公表状況について（平成24年11月末現在）

- 平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来、6,406件（平成19年度:1,190件、平成20年度:1,412件、平成21年度:1,172件、平成22年度:1,141件、平成23年度:1,169件、平成24年度:643件）の重大製品事故を受け付けた。

	死亡		重傷		火災	CO中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	51	(42)	74	(36)	909	35	0	1,069
石油機器	68	(62)	22	(16)	793	13	0	896
電気製品	72	(59)	176	(8)	3,203	5	2	3,458
その他	126	(1)	1,014	(7)	152	1	11	1,304
合計	317	(164)	1,286	(67)	5,057	54	13	6,727

(注)平成21年8月31日までは経済産業省が受け付けたもの(3,047件)で、平成21年9月1日以降は、消費者庁が受け付けている。

- 処理件数 6, 727件（平成24年11月末までに報告を受け付けたもの）
- 対象外（消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）の案件を除き全て公表（6, 633件）（注1）
- 最終的には全ての重大製品事故について事故原因とともに事業者名、型式名を公表
- ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表（489件）
- 報告受付時の審査並びに調査の結果により製品事故には該当しないと判断された案件については、第三者判定委員会でその妥当性を判定（2, 908件）（注2）

（注1）平成21年8月31日までは経済産業省が公表したもので、平成21年9月1日以降は、消費者庁が公表している。

（注2）平成24年度第2回委員会（消費者委員会との合同開催）終了時点

重大製品事故公表等処理状況

	事業者名・ 型式公表	製品名、事故 概要のみ公表 (原因調査中)	製品事故には 非該当	製品事故には 非該当とみられ る(今後、委員 会で妥当性を 判定する予定)	他省庁 送付案件	対象外	計
ガス機器	343	－	714	0	0	12	1, 069
石油機器	510	－	379	0	0	7	896
電気製品	1, 868	332	1, 205	1	2	50	3, 458
その他	457	157	610	0	55	25	1, 304
合 計	3, 178	489	2, 908	1	57	94	6, 727

重大製品事故の公表までのフロー図

製造事業者・輸入事業者の消費者庁への事故報告
(消安法第35条第1項及び第2項)

・報告の不受理
・所管各省庁へ通知

①重大製品事故は、ガス・石油機器によるものか。

ガス・石油機器

ガス・石油機器以外

直ちに

報告受理日から原則1週間以内
製品欠陥によって生じた事故
ではないことが完全に明白。

第一ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

第一ステップ

事故の概要のみを公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

事故原因の調査
(関係機関からの情報収集及び法38条の調査)

原因が明らかなもの以外

②重大製品事故が製品に起因して生じたものか。

製品起因が疑われる事故。

製品に起因して生じた事故か不明。

製品欠陥によって生じた事故
ではないことが完全に明白。

直ちに

報告受理日から原則1週間以内

報告受理日から原則1週間以内

第一ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

第一ステップ

事故の概要のみを公表(*1)。
(記者発表及びウェブサイト)

原因が明らかなもの以外

事故調査・原因分析
(経済産業大臣から法36条第4項に基づくNITEの調査)
消費者庁と経済産業省が共同で実施

合同会議(*3)で確認の上、除外
事故の概要のみを公表(*1)
(但し、既に事業者名等を公表している
場合は、事業者名を含め公表(*1))
(ウェブサイト)

③重大製品事故が製品に起因して生じたものか。

製品起因が疑われる事故。

製品に起因して生じた事故か、依然として不明。

・製品欠陥によって生じた事故
ではないことが完全に明白。
・報告の対象外と判明。

ガス・石油機器

ガス・石油機器以外

第二ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(記者発表(*2)及びウェブサイト)

第二ステップ

合同会議(*3)の審議を経て、事業者名、
機種・型式名、事故の内容等を公表(*1)。
(ウェブサイト)

(*2) 既に事業者名等を公表している場合は必要に応じて対応

(*1) 経済産業省と協議の上、消費者庁が公表

(*3) 合同会議の正式名称は、「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」